

◎義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照表

○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和三十三年法律第八十一号)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(施設整備基本方針等)</p> <p>第十一条 文部科学大臣は、公立の義務教育諸学校等施設(義務教育諸学校、高等学校等(学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。次条第二項において同じ。))及び幼稚園等(同法に規定する幼稚園及び特別支援学校の幼稚部をいう。))の施設、共同調理場(学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第六条に規定する施設をいう。)、教員及び職員のための住宅、スポーツ施設その他学校の教育活動に資する施設で文部科学省令で定めるものをいう。以下同じ。)の整備の目標に関する事項その他公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する重要事項を定めた施設整備基本方針を作成するとともに、当該施設整備基本方針に基づき公立の義務教育諸学校等施設に係る安全性の向上、安心の確保、教育の質の向上等を図るために必要な改築、改造その他文部科学省令で定める事業(次条において「改築等事業」という。))について定めた施設整備基本計画を作成しなければならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(施設整備基本方針等)</p> <p>第十一条 文部科学大臣は、公立の義務教育諸学校等施設(義務教育諸学校、高等学校等(学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。))及び幼稚園等(同法に規定する幼稚園及び特別支援学校の幼稚部をいう。))の施設、共同調理場(学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第六条に規定する施設をいう。)、教員及び職員のための住宅、スポーツ施設その他学校の教育活動に資する施設で文部科学省令で定めるものをいう。以下同じ。)の整備の目標に関する事項その他公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する重要事項を定めた施設整備基本方針を作成するとともに、当該施設整備基本方針に基づき公立の義務教育諸学校等施設に係る安全性の向上等を図るために必要な改築、改造その他文部科学省令で定める事業(次条において「改築等事業」という。))について定めた施設整備基本計画を作成しなければならない。</p> <p>2 [略]</p>

(交付金の交付等)

第十二条 国は、地方公共団体に対し、公立の義務教育諸学校等施設に係る改築等事業の実施に要する経費に充てるため、その整備の状況その他の事項を勘案して文部科学省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

2| 前項の文部科学省令においては、同項の交付金の交付の対象となる義務教育諸学校及び高等学校等の施設の範囲を限定しないものとする。

3| 地方公共団体は、第一項の交付金の交付を受けようとするときは、施設整備基本計画に即して、当該地方公共団体が設置する義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備計画を作成しなければならない。

4| 5| 6| [略]

(交付金の交付等)

第十二条 [同上]

[新設]

2| 地方公共団体は、前項の交付金の交付を受けようとするときは、施設整備基本計画に即して、当該地方公共団体が設置する義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備計画を作成しなければならない。

3| 4| 5| [略]

○離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)(附則第三条第一号関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(国の負担又は補助の割合の特例等)</p> <p>第七条 [略]</p> <p>2 6 [略]</p> <p>7 国は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和三十三年法律第八十一号)第十二条第一項の規定により地方公共団体に対して交付金を交付する場合において、当該地方公共団体が同条第三項の規定により作成した施設整備計画に記載された改築等事業(同法第十一条第一項に規定する「改築等事業」をいう。)として、離島振興計画に基づく次に掲げる事業がある場合においては、当該事業に要する費用の十分の五・五を下回らない額の交付金が充当されるように算定するものとする。</p> <p>一・二 [略]</p>	<p>(国の負担又は補助の割合の特例等)</p> <p>第七条 [略]</p> <p>2 6 [略]</p> <p>7 国は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和三十三年法律第八十一号)第十二条第一項の規定により地方公共団体に対して交付金を交付する場合において、当該地方公共団体が同条第二項の規定により作成した施設整備計画に記載された改築等事業(同法第十一条第一項に規定する「改築等事業」をいう。)として、離島振興計画に基づく次に掲げる事業がある場合においては、当該事業に要する費用の十分の五・五を下回らない額の交付金が充当されるように算定するものとする。</p> <p>一・二 [略]</p>

○へき地教育振興法(昭和二十九年法律第四百十三号)(附則第三条第二号関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(国の補助等)</p> <p>第六条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 国は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和三十三年法律第八十一号)第十二条第一項の規定により地方公共団体に対して交付金を交付する場合において、当該地方公共団体が同条第三項の規定により作成した施設整備計画に記載された改築等事業(同法第十一条第一項に規定する「改築等事業」をいう。)として、へき地学校の設置者が行う第三条第二号に規定する住宅の建築及び同条第三号に規定する施設の設置に係る事業がある場合においては、当該事業に要する経費の二分の一を下回らない額の交付金が充当されるように算定するものとする。</p>	<p>(国の補助等)</p> <p>第六条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 国は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和三十三年法律第八十一号)第十二条第一項の規定により地方公共団体に対して交付金を交付する場合において、当該地方公共団体が同条第二項の規定により作成した施設整備計画に記載された改築等事業(同法第十一条第一項に規定する「改築等事業」をいう。)として、へき地学校の設置者が行う第三条第二号に規定する住宅の建築及び同条第三号に規定する施設の設置に係る事業がある場合においては、当該事業に要する経費の二分の一を下回らない額の交付金が充当されるように算定するものとする。</p>

改正案	現行
<p>(特別豪雪地帯における公立の小学校及び中学校等の施設等に対する国の負担割合の特例等)</p> <p>第十五条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 国は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和三十三年法律第八十一号)第十二条第一項の規定により地方公共団体に対して交付金を交付する場合において、当該地方公共団体が同条第三項の規定により作成した施設整備計画に記載された改築等事業(同法第十一条第一項に規定する「改築等事業」をいう。)として、基本計画に基づき特別豪雪地帯において行う次に掲げる新築若しくは増築又は建築(買収その他これに準ずる方法による取得を含む。)に係る事業がある場合においては、平成十八年度から令和十三年度までの各年度において、当該事業に要する経費の十分の五・五を下回らない額の交付金が充当されるように算定するものとする。</p> <p>一・二 〔略〕</p>	<p>(特別豪雪地帯における公立の小学校及び中学校等の施設等に対する国の負担割合の特例等)</p> <p>第十五条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 国は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和三十三年法律第八十一号)第十二条第一項の規定により地方公共団体に対して交付金を交付する場合において、当該地方公共団体が同条第二項の規定により作成した施設整備計画に記載された改築等事業(同法第十一条第一項に規定する「改築等事業」をいう。)として、基本計画に基づき特別豪雪地帯において行う次に掲げる新築若しくは増築又は建築(買収その他これに準ずる方法による取得を含む。)に係る事業がある場合においては、平成十八年度から令和十三年度までの各年度において、当該事業に要する経費の十分の五・五を下回らない額の交付金が充当されるように算定するものとする。</p> <p>一・二 〔略〕</p>

改正案	現行
<p>(国の補助等) 第十三条〔略〕</p> <p>2 国は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和三十三年法律第八十一号)第十二条第一項の規定により地方公共団体に対して交付金を交付する場合において、当該地方公共団体が同条第三項の規定により作成した施設整備計画に記載された改築等事業(同法第十一条第一項に規定する改築等事業をいう。)として、市町村計画に基づいて行う公立の小学校、中学校又は義務教育学校を適正な規模にするための統合に伴い必要となった公立の小学校、中学校又は義務教育学校に勤務する教員又は職員のための住宅の建築(買収その他これに準ずる方法による取得を含む。)に係る事業がある場合においては、当該事業に要する経費の十分の五・五を下回らない額の交付金が充当されるように算定するものとする。</p>	<p>(国の補助等) 第十三条〔略〕</p> <p>2 国は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和三十三年法律第八十一号)第十二条第一項の規定により地方公共団体に対して交付金を交付する場合において、当該地方公共団体が同条第二項の規定により作成した施設整備計画に記載された改築等事業(同法第十一条第一項に規定する改築等事業をいう。)として、市町村計画に基づいて行う公立の小学校、中学校又は義務教育学校を適正な規模にするための統合に伴い必要となった公立の小学校、中学校又は義務教育学校に勤務する教員又は職員のための住宅の建築(買収その他これに準ずる方法による取得を含む。)に係る事業がある場合においては、当該事業に要する経費の十分の五・五を下回らない額の交付金が充当されるように算定するものとする。</p>